

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第13次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第13次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

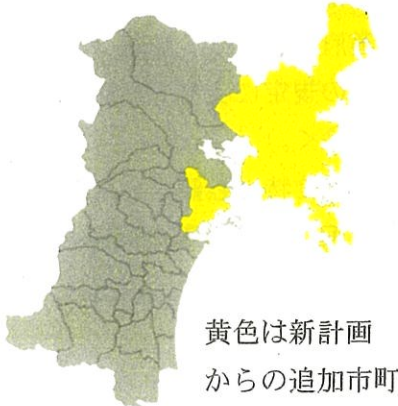

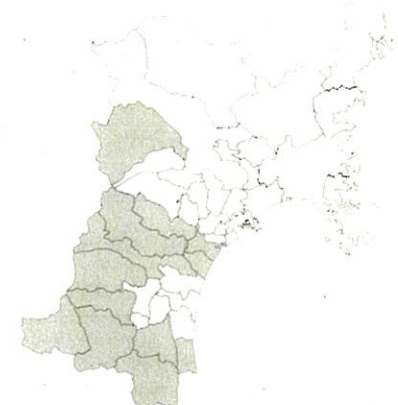
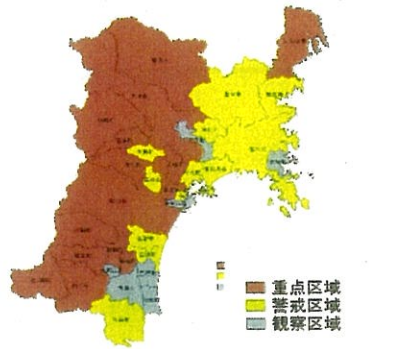
県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域 ※朱字下線は新計画からの追加市町村

計画名	管理が行われるべき区域	図面
<p>第四期宮城県 イノシシ管理計画</p>	<p>県内全域(重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする) 重点区域：<u>仙台市</u>，<u>石巻市</u>，<u>気仙沼市</u>，<u>登米市</u>，白石市，名取市，角田市，岩沼市，栗原市，大崎市，富谷市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亶理町，山元町，<u>松島町</u>，<u>利府町</u>，<u>大和町</u>，<u>大郷町</u>，大衡村，色麻町，加美町及び<u>南三陸町</u>(28市町村)</p>	 <p>黄色は新計画からの追加市町</p>
<p>第三期宮城県 ニホンジカ管理計画</p>	<p>県内全域(県内を原住区域，拡大区域A，拡大区域B，侵出抑制区域，警戒区域に区分) 警戒区域を除く区域を含む市町： 石巻市，気仙沼市，登米市，<u>大崎市</u>，<u>栗原市</u>，女川町，南三陸町 (7市町)</p>	
<p>第五期宮城県 ニホンザル管理計画</p>	<p>県内でニホンザルの生息する10市町(金華山(石巻市)は除く。) 仙台市，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，丸森町，加美町，角田市，山元町及び<u>大和町</u></p>	
<p>第四期宮城県 ツキノワグマ管理計画</p>	<p>県内全域(県内を重点区域，警戒区域，観察区域に区分) 重点区域：白石市，蔵王町，七ヶ宿町，<u>村田町</u>，<u>柴田町</u>，川崎町，仙台市，<u>利府町</u>，<u>大和町</u>，<u>大郷町</u>，大崎市，色麻町，加美町，栗原市、<u>気仙沼市</u> (15市町)</p>	

ニホンジカ管理事業実施計画書

令和3年度ニホンジカ管理事業実績報告書(県実施分)	・ ・ ・ ・ ・	p 3 ~ 8
令和4年度ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分)	・ ・ ・ ・ ・	p 9 ~ 13
令和5年度ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分)	・ ・ ・ ・ ・	p 15 ~ 19
令和3年度ニホンジカ管理事業実績報告書(市町村分)	・ ・ ・ ・ ・	p 21 ~ 28
令和4年度ニホンジカ管理事業実施計画書(市町村分)	・ ・ ・ ・ ・	p 29 ~ 38

令和4年7月

宮城県環境生活部自然保護課

令和3年度

ニホンジカ管理事業実績報告書(県実施分)

令和4年7月

宮城県環境生活部自然保護課

令和3年度ニホンジカ管理事業実施計画の実績と評価

宮城県	R3計画	R3実績	評価
<p>1 被害防除対策</p> <p>イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p>	<p>1 被害防除対策</p> <p>イ 交付金の活用や被害防止計画の更新等について支援、指導した。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金により、17事業実施主体における有害捕獲活動、わなの購入及び電気柵の設置等を補助した。</p> <p>(仙台市、石巻市、女川町、気仙沼市、白石市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、南三陸町)</p> <p>ロ 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業により、県内2地区で被害防止対策に関する勉強会を計2回開催した(フォロアップ:石巻市、南三陸町各1回)また、被害防除対策に関する研修会を計2回開催し、捕獲技術の向上を図った。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援普及センターに地域的な鳥獣被害対策を支援する鳥獣害担当職員を配置。</p> <p>鳥獣害担当職員を対象とした普及指導員研修会を開催(8/30、10名参加)し、電気柵の設置実習など鳥獣害対策についての知識の習得と意識の醸成を図った。</p>	<p>【農山漁村なりわい課】 効果的な被害防止対策の実施となるよう、引き続き被害防止体制整備への支援、交付金による補助及び研修会等による対策の推進を図る。</p> <p>【自然保護課・農山漁村なりわい課】 被害防止対策の知識習得に向けて、引き続き研修会により被害防除技術向上を支援する。</p> <p>【農業振興課】 計画通り実施できた。継続して各普及センターに、鳥獣害担当職員を配置し、鳥獣害対策への地域的な取組を支援する。</p>	
<p>2 個体数管理</p> <p>イ 捕獲目標(県全体):狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で令和2年度捕獲計画頭数(約4,200頭)と同水準の捕獲頭数維持を目標とする。 ※ニホンジカ管理計画における年間捕獲目標:1,920頭以上</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月15日までに)。</p>	<p>2 個体数管理</p> <p>イ 捕獲実績(県全体):5,798頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県事業(指定管理鳥獣捕獲等事業) 779頭 ・市町村事業(有害鳥獣捕獲) 4,763頭 ・狩猟捕獲 256頭 <p>ロ 狩猟期間を3月15日まで延長し、延長期間内に86頭捕獲した。</p>	<p>【自然保護課】 目標以上の捕獲数となった。引き続き捕獲圧の強化に努める。</p> <p>【自然保護課】 狩猟捕獲全体の約34%であり、捕獲圧の強化に一定の効果が見られた。</p>	

R3計画	R3実績	評価
<p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射線物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円, 捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭)</p>	<p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 補助事業により、138頭の捕獲実績があった。(くくりわな56頭, 箱わな0頭, 銃器82頭)</p> <p>ニ 指定管理鳥獣捕獲等事業により、779頭を捕獲した。</p>	<p>【自然保護課】 狩猟捕獲全体の約54%が本補助事業を活用しており、捕獲量の維持に一定の効果が見られたが、さらに事業の周知に努めていく。</p> <p>【自然保護課】 目標頭数を100頭以上上回る捕獲数となり、捕獲強化に効果があった。</p>
<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域において、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等によるシカ被害対策と併用した再造林を進めるため、活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p> <p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p>	<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業等により、研修会を開催し取り組みを推進した。</p> <p>ロ 国庫補助事業やみやぎ環境税活用事業により、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布を支援し、シカ被害対策を併用した森林再造林を進めた。 ◇防鹿柵設置:石巻市1,014m(1件), 登米市1,539m(2件), 川崎町820m(1件) ◇忌避剤散布:気仙沼市42.05ha(1件), 川崎町6.45ha(2件)</p> <p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施した。</p>	<p>【農山漁村なりわい課】 適正な環境整備の推進に向けて、引き続き地域における取組を支援する。</p> <p>【森林整備課】 引き続きシカ被害対策を支援し、森林の再造林を進めていく。</p> <p>【道路課】 継続して実施する。</p>

R3計画	R3実績	評価
<p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象17市町) ※ R1.10未時点</p> <p>ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>へ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。</p>	<p>ニ シカを対象鳥獣とする12市町について、計画の更新を支援した。 (石巻市、気仙沼市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、柴田町、川崎町、松島町、色麻町、涌谷町、女川町)</p> <p>ホ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国の研修等への職員派遣は中止となった。</p> <p>へ 車両等との事故により衝突死した個体について、県の道路管理業務において、道路上からの除去や回収を71件行った。 (内訳:東部管内63件、気仙沼管内8件)</p>	<p>【農山漁村なりわい課】 適正な計画内容となるよう、引き続き計画の作成及び変更を支援する。 【農山漁村なりわい課】 計画通りに実施できなかったが、引き続き各地域での被害対策の取組の推進に努める。 【道路課】 継続して実施する。</p>
<p>4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。</p>	<p>4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 県内各地から検体を採取し、ゲルマニウム半導体検出器で測定を行った。(国基準値(100Bq/kg)超過はなし) また、ニホンジカ肉については指定された食肉加工施設が受け入れた肉の全頭検査を実施した上で出荷を行った。 (国基準値(100Bq/kg)超過345検体中2検体)</p>	<p>【自然保護課】 今後も継続して検査を行い、情報提供していく。</p>
<p>5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施する。 ロ 捕獲状況調査 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布及び生息密度を把握する。</p> <p>ハ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。</p>	<p>5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 糞塊密度調査を31ルート(うち内陸部11ルート)、区画法調査を2箇所で行った。 ロ 捕獲状況調査 ・ 狩猟捕獲、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業により生息分布等を把握した。 ・ 狩猟捕獲数、許可捕獲数、糞塊調査の1kmあたり糞塊数の3指標から、階層ベイズ法による生息数推定を行った。 令和2年度未推定生息数14,394頭(95%信頼区間7,801~27,184)</p> <p>ハ 地域毎の生息状況を確認するため、石巻市の4箇所及び南三陸町の2箇所を調査したところ、いずれの箇所も昨年度より糞塊密度が低かった。また、これまでと同様に南三陸町は石巻市より糞塊密度が低かったが、シカによる立木の剥皮害は確認された。</p>	<p>【自然保護課】 生息状況にかかわるモニタリング調査、捕獲に関する情報及び生息数推定はニホンジカ管理の基礎情報であるため、今後情報収集に努める。</p> <p>【林業技術総合センター】 継続して実施する。</p>

R3計画	R3実績	評価
<p>ニ 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>ホ 捕獲実施地域の条件に合った効率的な捕獲方法について調査する。</p> <p>へ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会 県及び該当市の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」にて設定可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害を特に防止すべき森林において適切に区域を設定するよう市町村を指導するとともに、森林所有者等に対し、植栽木等への食害及びその防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>ニ 女川町の防鹿柵を設置した植栽放棄地で、天然更新による早期の成林について検討したところ、現状では困難であることが示唆された。一方、柵内に広葉樹を植栽した箇所では、植栽木の生存率が高く、将来の種子供給源にもなり得ることから、成林する可能性が高いが、小動物の食害防止対策は必要であると考えられた。</p> <p>ホ 石巻市の河北地域及び気仙沼市の唐桑地域で餌誘引くくりわなによるシカの捕獲実証試験を実施したところ、いずれも同地域での狩猟におけるくくりわなの捕獲効率より高く、それは餌誘引の効果によるものと考えられた。</p> <p>へ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会 部会及び検討・評価委員会を各2回開催し、県及び該当市町村の事業実施計画等について検証を行った。</p> <p>ト 地方振興事務所で地域連携会議及び研修会等を開催した。</p> <p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」にて設定可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害防止の必要な森林で適切に区域を設定するよう市町村を指導した。県内各地に配置されている林業普及指導員等が普及活動を通じ、森林所有者等に被害防止技術の情報提供を行った。林業普及指導員が森林組合職員と連携し、シカによる苗木被害対策として、単木防除資材の防除効果を検証するとともに、植栽時の対策の必要性について理解を共有した。</p>	<p>【林業技術総合センター】 継続して実施する。</p> <p>【林業技術総合センター】 継続して実施する。</p> <p>【自然保護課】 特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続的に開催する。</p> <p>【農山漁村なりわい課】 近隣市町村との情報共有等の強化を図るため、引き続き連携会議等により広域的な被害対策を推進する。</p> <p>【林業振興課】 市町村や森林所有者・林業事業者に対し、被害防止技術を普及させることができた。引き続き技術普及及び被害情報周知を図る。</p>

令和4年度

ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分)

令和4年7月

宮城県環境生活部自然保護課

令和4年度ニホンジカ管理事業実施計画(案)

宮城県

※赤字はR3計画からの変更箇所

R3計画		R4計画		備考
1	<p>被害防除対策</p> <p>イ 市町村における被害防止体制整備への支援, 指導及び研修会の実施。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得, 向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p>	<p>被害防除対策</p> <p>イ 市町村における被害防止体制整備への支援, 指導及び研修会の実施。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得, 向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p>	<p>農山漁村なりわい課</p> <p>自然保護課・農山漁村なりわい課 農業振興課</p>	
2	<p>個体数管理</p> <p>イ 捕獲目標(県全体): 狩猟, 有害鳥獣捕獲, 個体数調整及び指定管理鳥獣の合計で令和2年度捕獲計画頭数(約4,200頭)と同水準の捕獲頭数維持を目標とする。 ※ニホンジカ管理計画における年間捕獲目標: 1,920頭以上</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月15日までに)。</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから, 狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円, 捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭)</p>	<p>個体数管理</p> <p>イ 捕獲目標(県全体): これまでの捕獲数と推定生鳥数の傾向から, 狩猟, 有害鳥獣捕獲, 個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で5,400頭以上を目標とする。</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(11月15日から11月1日から, 3月15日までを3月31日までに)</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから, 狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円, 捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭)</p>	<p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p>	
3	<p>生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により, 農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域において, 防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等によるシカ被害対策と併用した再造林を進めるため, 活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	<p>生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により, 農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域における再造林の推進のため, 防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等, シカ被害対策に活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	<p>農山漁村なりわい課</p> <p>森林整備課</p>	

考	備	考
<p>道路課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>道路課</p>	<p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から9月までの期間内に除草を実施する。なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象18市町) ※ R3.4未時点</p> <p>ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。</p>	<p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施する。なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象17市町) ※ R1.10未時点</p> <p>ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。</p>
<p>自然保護課</p>	<p>4 資源の活用及び残さの適正管理</p> <p>イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。</p>	<p>4 資源の活用及び残さの適正管理</p> <p>イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。</p>
<p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業技術総合センター 林業技術総合センター 林業技術総合センター</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施し、階層ベイズ法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。</p> <p>ロ 捕獲状況調査 狩猟及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出猟カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出猟カレンダーの提出について協力を呼びかける。</p> <p>ハ ニ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>ホ 捕獲実施地域の条件に合った効率的な捕獲方法について調査する。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施する。</p> <p>ロ 捕獲状況調査 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布及び生息密度を把握する。</p> <p>ハ ニ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>ホ 捕獲実施地域の条件に合った効率的な捕獲方法について調査する。</p>

考	備	考
<p>自然保護課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>林業振興課</p>	<p>R4計画</p> <p>宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオリーブバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」にて設定可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害を特に防止すべき森林において適切に区域を設定するよう市町村を指導するとともに、森林所有者等に対し、植栽木等への食害及びその防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>R3計画</p> <p>宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオリーブバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」にて設定可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害を特に防止すべき森林において適切に区域を設定するよう市町村を指導するとともに、森林所有者等に対し、植栽木等への食害及びその防除対策等について情報提供を行う。</p>

令和5年度

ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分)

令和4年7月

宮城県環境生活部自然保護課

令和5年度ニホンジカ管理事業実施計画(案)

※赤字はR4計画からの変更箇所

宮城県

R4計画		R5計画		備考
1	<p>被害防除対策</p> <p>イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p>	1	<p>被害防除対策</p> <p>イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p>	農山漁村なりわい課 自然保護課・農山漁村なりわい課 農業振興課
2	<p>個体数管理</p> <p>イ 捕獲目標(県全体):これまでの捕獲数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で5,400頭以上を目標とする。</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(11月1日から3月31日まで)</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭)</p>	2	<p>個体数管理</p> <p>イ 捕獲目標(県全体):これまでの捕獲数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で5,600頭以上を目標とする。</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(11月1日から3月31日まで)</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標800頭)</p>	自然保護課 自然保護課 自然保護課
3	<p>生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域における再造林の推進のため、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等、シカ被害対策に活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	3	<p>生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域における再造林の推進のため、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等、シカ被害対策に活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	農山漁村なりわい課 森林整備課

R4計画	R5計画	備考
<p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から9月までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象18市町) ※ R3.4末時点</p> <p>ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。</p>	<p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から9月までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象21市町) ※ R4.4末時点</p> <p>ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。</p>	<p>道路課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>道路課</p>
<p>4 資源の活用及び残さの適正管理</p> <p>イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。</p>	<p>4 資源の活用及び残さの適正管理</p> <p>イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。</p>	<p>自然保護課</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施し、階層ベイズ法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。</p> <p>ロ 捕獲状況調査 狩猟及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出猟カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出猟カレンダーの提出について協力を呼びかける。</p> <p>ハ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。 ニ 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>ホ 現行の試験研究課題は令和4年度を終期としており、令和5年度以降については今後検討を行うため、現時点では未定である。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施し、階層ベイズ法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。</p> <p>ロ 捕獲状況調査 狩猟及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出猟カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出猟カレンダーの提出について協力を呼びかける。</p> <p>ハ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。 ニ 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>ホ 現行の試験研究課題は令和4年度を終期としており、令和5年度以降については今後検討を行うため、現時点では未定である。</p>	<p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業技術総合センター 林業技術総合センター 林業技術総合センター</p>

考	備
R5計画	<p>宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>へ 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」にて設定可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害を特に防止すべき森林において適切に区域を設定するよう市町村を指導するとともに、森林所有者等に対し、植栽木等への食害及びその防除対策等について情報提供を行う。</p>
R4計画	<p>宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>へ 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」にて設定可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害を特に防止すべき森林において適切に区域を設定するよう市町村を指導するとともに、森林所有者等に対し、植栽木等への食害及びその防除対策等について情報提供を行う。</p>

農山漁村なりわい課

林業振興課

